

社会福祉法人 指導監査結果

令和4年3月31日時点(「法人名」は指導監査実施日現在)

法人名	指導監査実施日	文書による指導の内容	指導に対する 是正状況
社会福祉法人 土佐清風会	R3.9.16	なし	なし
社会福祉法人 きてみいや	R3.10.14	1 監事に理事の三親等以内の親族が含まれていることが判明した。速やかに法人体制の見直しを図ること。 (法第44条第7項、社会福祉法人審査基準第3. 4) 2 現行の経理規程は、附則に記載された最終変更日にかかる理事会の決議が行われていないため、速やかに理事会の承認を得ること。 (定款第36条、経理規程第8条) 3 計算書類等について、作成された書類には不整合の箇所が多数認められたが、監事は監査報告書において、計算書類等について「不整備の点がない」との意見を報告している。前回の現地監査で同様の指摘をしたところであり、報告された改善措置が実行されているとは認めがたい。計算書類等の作成及び監査体制の改善を図ること。 (法第45条の23第1項、第45条の24第1項、第45条の28第1項、法施行規則第2条の26、第2条の36、会計省令第2条第1号、同条第2号) 4 経理規程の内容が、法令及び定款で定めた事項と相違している箇所が認められた。整合性が取れるよう改定すること。 (定款第11条(9)、第33条、法第45条の28第3項、第45条の29、運用上の留意事項3、経理規程第15条、第20条、第62条) 5 経理規程に定められている会計処理の一部について、適正に行われていないことが認められた。出納処理をはじめ、規定内容を遵守すること。 (経理規程第22条第1項、第52条) 6 法人が所有するクレジットカードの使用及び管理並びにカード決済時に発行された売上票等の取扱いについて、適正でないことが認められた。内部牽制に配慮した管理体制を整えること。 (運用上の留意事項1(1)、経理規程第25条) 7 共通支出経費を有する事業について、適正に配分が行われていないことが認められた。一定の基準に沿った配分方法を定め、適切に処理を行うこと。 (会計省令第14条第2項、第20条第2項、運用上の取り扱い7、・運用上の留意事項13(1))	R3.12.13 改善措置報告書提出あり R4.2.7 再指導